

新	旧
<p><b>手引利用の留意点</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 代理申請について</b> 申請及び届出は、原則として事業を行う者（代表者）が行うこととなりますが、代表者の事務所（本社）が遠隔地にあるなどの場合は、事業所の代表者（例：工場長）による代理申請を認めています。 <u>この場合、代表者の委任状を添付してください。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>3 添付書類の両面利用について</b> 申請、届出及び検査時の添付書類については、環境負荷の低減に配慮していただき、両面使用での提出に御協力をお願いします。</p> <p><b>4 事前相談について</b> 大規模改造工事や高圧ガス設備の移設・転用等を行う場合には、技術上検討すべき事項が多くなりますので、申請をする前に御相談ください。</p> <p>5 (略)</p> <p><b>目次</b> 本文 1～6 (略)</p> <p>7 高圧ガス製造施設休止届 ..... <u>20</u> 8 特定高圧ガス消費届 ..... <u>21</u> 9 特定高圧ガス消費施設等変更届 ..... <u>22</u> 10 特定高圧ガス取扱主任者届 ..... <u>22</u> 11 危害予防規程届 ..... <u>23</u> 12 高圧ガス関係変更届 ..... <u>23</u> 13 高圧ガス製造施設軽微変更報告 ..... <u>23</u> 14 高圧ガス製造保安責任者免状等交付申請 ..... <u>24</u> 15 事故届 ..... <u>25</u> 16 その他 ..... <u>25</u></p> <p><b>参考</b> 参考1 変更許可申請明細書の例 ..... <u>26</u> 参考2 軽微変更届明細書の例 ..... <u>27</u> 参考3 ガス名別ガス処理能力表の例 ..... <u>28</u> 参考4 技術基準一覧表の例 ..... <u>28</u> 参考5 機器等一覧表の例 (1) 機器一覧表の例 ..... <u>32</u> (2) 弁類一覧表の例 ..... <u>33</u> (3) 配管一覧表の例 ..... <u>33</u> (4) 計装類一覧表の例 ..... <u>33</u> 参考6 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて... <u>34</u></p>	<p><b>手引利用の留意点</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 代理申請について</b> 申請及び届出は、原則として事業を行う者（代表者）が行うこととなりますが、代表者の事務所（本社）が遠隔地にあるなどの場合は、事業所の代表者（例：工場長）による代理申請を認めています。 <u>この場合、代表者の委任状を添付してください。また、申請書等の記載は、代表者の氏名を記載の上、その下に代理者の氏名を記載し押印してください。</u></p> <p><b>3 申請書等の押印の省略について</b> <u>規則様式の申請及び届出の中には押印することに代えて署名することができるものがあります。また、県様式で定める届出についても、同様に取り扱います。</u></p> <p><b>4 添付書類の両面利用について</b> 申請、届出及び検査時の添付書類については、環境負荷の低減に配慮していただき、両面使用での提出に御協力をお願いします。</p> <p><b>5 事前相談について</b> 大規模改造工事や高圧ガス設備の移設・転用等を行う場合には、技術上検討すべき事項が多くなりますので、申請をする前に御相談ください。</p> <p>6 (略)</p> <p><b>目次</b> 本文 1～6 (略)</p> <p>7 高圧ガス製造施設休止届 ..... <u>19</u> 8 特定高圧ガス消費届 ..... <u>20</u> 9 特定高圧ガス消費施設等変更届 ..... <u>21</u> 10 特定高圧ガス取扱主任者届 ..... <u>21</u> 11 危害予防規程届 ..... <u>22</u> 12 高圧ガス関係変更届 ..... <u>22</u> 13 高圧ガス製造施設軽微変更報告 ..... <u>22</u> 14 高圧ガス製造保安責任者免状等交付申請 ..... <u>23</u> 15 事故届 ..... <u>24</u> 16 その他 ..... <u>24</u></p> <p><b>参考</b> 参考1 変更許可申請明細書の例 ..... <u>25</u> 参考2 軽微変更届明細書の例 ..... <u>26</u> 参考3 ガス名別ガス処理能力表の例 ..... <u>27</u> 参考4 技術基準一覧表の例 ..... <u>27</u> 参考5 機器等一覧表の例 (1) 機器一覧表の例 ..... <u>30</u> (2) 弁類一覧表の例 ..... <u>31</u> (3) 配管一覧表の例 ..... <u>31</u> (4) 計装類一覧表の例 ..... <u>31</u> 参考6 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて... <u>32</u></p>

新

(略)

## 1 高圧ガス製造施設等変更許可申請

(略)

変更許可申請に必要な書類

項目	内容
ア 高圧ガス製造施設等変更許可申請書	様式第3 (コンビ則第13条関係) (注4) 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書きで施設名称を記載する。
イ～ト (略)	(略)
ナ 配慮事項	製造施設の設計・施工にあたり保安上特に配慮した内容を記載する。
ニ (略)	(略)

(略)

## 2 製造施設完成検査 (略)

## 3 保安検査

(1) ア～イ (略)

ウ 保安検査申請に必要な書類

項目	内容
(ア) (略)	(略)
(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設 (コンビ則第10条の適用を受ける導管を含む。) ごとくガス名、処理能力、前回保安検査年月日 (基準日) 及び今年度保安検査予定日を記載する。 (県参考様式第2号) b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。
(ウ)～(ク) (略)	(略)

エ～ク (略)

(2)～(6) (略)

## 4～5 (略)

旧

(略)

## 1 高圧ガス製造施設等変更許可申請

(略)

変更許可申請に必要な書類

項目	内容
ア 高圧ガス製造施設等変更許可申請書	様式第3 (コンビ則第13条関係) (注4)
イ～ト (略)	(略)
ナ 配慮事項	製造施設を設計・施工するにあたり保安上特に配慮した内容を記載する。
ニ (略)	(略)

(略)

## 2 製造施設完成検査 (略)

## 3 保安検査

(1) ア～イ (略)

ウ 保安検査申請に必要な書類

項目	内容
(ア) (略)	(略)
(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設 (コンビ則第10条の適用を受ける導管を含む。) ごとくガス名、処理能力、前回保安検査年月日及び今年度保安検査予定日を記載する。 (県参考様式第2号) b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。
(ウ)～(ク) (略)	(略)

エ～ク (略)

(2)～(6) (略)

## 4～5 (略)

新	旧												
<p><b>6 高圧ガス製造施設軽微変更届</b></p> <p>(1) 軽微変更の届出 ア～ク (略)</p> <p>ケ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事 (ア) (略) (イ) <u>高圧ガス設備（特定設備を除く。）の配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ、又はフランジ継手への変更の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア及びケ（ア）に該当するものを除く。）</u> (ウ) (略)</p> <p>コ(ア) (略)</p> <p>サ 認定完成検査実施者のうち特定認定事業者として認められている者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事 (ア) <u>特定設備のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る（注 22）。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 21）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限り、コ（ア）に該当するものを除く。）</u> (イ) <u>特定設備（処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものに限る。）の取替えの工事（コ（ア）及びサ（ア）に該当するものを除く。）</u> (ウ) <u>特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であって、同令第 3 条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（注 23）の工事。（コ（ア）、サ（ア）及び（イ）に該当するものを除く。）</u> (エ) <u>高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更（処理能力の変更を伴わないもの）の工事。（アに該当するものを除く。）</u></p> <p>注 18～19 (略)</p> <p>注 20 ケ（ウ）及びコ（ア）の取替えは、取り替える設備に関し、コンビ則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載するコンビ則第 3 条第 2 項各号（第 5 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）に変更がないものに限る。</p> <p>注 21～22 (略)</p> <p>注 23 <u>サ（ウ）の変更は、特定設備検査規則に準じて行う協会の委託検査又は指定特定設備検査機関が行う検査に合格したものへの変更（設備の増設又は移設、転用、再使用若しくはこれらの併用を除く。）かつ処理能力及び位置の変更を伴わないものに限る。</u></p> <p>(2) 軽微変更届に必要な書類 軽微変更届に必要な書類は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 高圧ガス製造施設 軽微変更届書</td> <td><b>様式第 4</b>（コンビ則第 14 条関係） 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書きで施設名称を記載する。</td> </tr> <tr> <td>イ～キ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	項目	内容	ア 高圧ガス製造施設 軽微変更届書	<b>様式第 4</b> （コンビ則第 14 条関係） 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書きで施設名称を記載する。	イ～キ (略)	(略)	<p><b>6 高圧ガス製造施設軽微変更届</b></p> <p>(1) 軽微変更の届出 ア～ク (略)</p> <p>ケ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事 (ア) (略) (イ) <u>高圧ガス設備（特定設備を除く。）の配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア及びケ（ア）に該当するものを除く。）</u> (ウ) (略)</p> <p>コ(ア) (略)</p> <p>サ 認定完成検査実施者のうち特定認定事業者として認められている者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事 (ア) <u>特定設備（設計圧力が 30MPa 以上のものを除く。）のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないもので、かつ同等以上の性能を有するものに限る（注 22）。）の取替えの工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 21）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限り、コ（ア）に該当するものを除く。）</u> (イ) <u>特定設備（設計圧力が 30MPa 以上のものを除く。）の取替え（注 20）の工事（サ（ア）に該当するものを除く。）</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>注 18～19 (略)</p> <p>注 20 ケ（ウ）、コ（ア）及びサ（イ）の取替えは、取り替える設備に関し、コンビ則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載するコンビ則第 3 条第 2 項各号（第 5 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）に変更がないものに限る。</p> <p>注 21～22 (略)</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2) 軽微変更届に必要な書類 軽微変更届に必要な書類は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 高圧ガス製造施設 軽微変更届書</td> <td><b>様式第 4</b>（コンビ則第 14 条関係）</td> </tr> <tr> <td>イ～キ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	項目	内容	ア 高圧ガス製造施設 軽微変更届書	<b>様式第 4</b> （コンビ則第 14 条関係）	イ～キ (略)	(略)
項目	内容												
ア 高圧ガス製造施設 軽微変更届書	<b>様式第 4</b> （コンビ則第 14 条関係） 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書きで施設名称を記載する。												
イ～キ (略)	(略)												
項目	内容												
ア 高圧ガス製造施設 軽微変更届書	<b>様式第 4</b> （コンビ則第 14 条関係）												
イ～キ (略)	(略)												

新		旧	
7～16 (略)		7～16 (略)	
<b>参考</b> 参考1 変更許可申請明細書の例 (略)		<b>参考</b> 参考1 変更許可申請明細書の例 (略)	
<b>参考2 軽微変更届明細書の例</b>		<b>参考2 軽微変更届明細書の例</b>	
<b>明 細 書</b>		<b>明 細 書</b>	
1～2 (略)		1～2 (略)	
3 軽微変更の根拠		3 軽微変更の根拠条文	
該当	根拠	該当	変更内容
○	コンビ則 14条1号	○	高圧ガス設備（認定品等又は保安上支障のないもの）の取替え（処理能力変更無し）
	〃 2号		ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更工事
	〃 3号		ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更工事
	〃 4号		製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
	〃 5号		試験研究施設における変更工事（処理能力変更無し、経済産業大臣が認めたもの）
	〃 6号		認定完成検査実施者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う特定設備の管台の取替え工事
	〃 7号		特定認定事業者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う
	イ		特定設備の管台の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ロ		特定設備の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ハ		特定設備の変更工事（保安上特段の支障のないもの）
	ニ		高圧ガス設備（配管・バルブ・フランジ継手・附属機器類）の変更の工事
	〃 8号		認定完成・保安検査実施者、自主保安高度化事業者が行う工事であって
	イ		高圧ガス設備（認定品等又は保安上支障のないもの）への変更工事（処理能力変更無し）
	ロ		高圧ガス設備の変更工事（配管・バルブ・フランジ継手⇄配管・バルブ・フランジ継手に限り、処理能力及び位置の変更を伴わないもの）
	ハ		ガス設備の取替え工事
○	経済産業省 通達 20180323 保局第13号		特定設備に係る多管円筒形熱交換器のチューブの取替え（耐圧性能に影響を与える溶接方法による場合を除く。）
			コンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備の変更工事
			貯槽開放検査を行う間、フランジ接合を用いてタンクローリー等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリー等の設置、開放検査終了後の撤去
4～5 (略)		4～5 (略)	
参考3 (略)		参考3 (略)	

新

参考 4 技術基準一覧表の例

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
コンビ則第 5 条第 1 項				
2～ 47 号 (略)	(略)	(略)		
48 号	防爆性能	高圧ガス設備に係る電気設備は、防爆構造とします。	○	—
49～ 65 号 (略)	(略)	(略)		

参考 5～参考 6 (略)

旧

参考 4 技術基準一覧表の例

号	項目	内容	参考書類
コンビ則第 5 条第 1 項			
2～ 47 号 (略)	(略)	(略)	
48 号	防爆性能	製造設備から 8m 以内の電気設備は、防爆構造とします。	—
49～ 65 号 (略)	(略)	(略)	

参考 5～参考 6 (略)